

東京医療保健大学立川看護学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則に基づき、東京医療保健大学立川看護学部における履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 立川看護学部の授業科目は、学則第10条の3第5項に定めるところにより構成する。また、学則第10条の2第2項に基づき、副専攻として、「災害看護学コース」に関する科目を置く。副専攻に関して必要な事項は別に定める。

2 卒業要件上、授業科目は次のとおり区分する。

- (1) 必修科目……必ず履修しなければならない科目。
- (2) 選択必修科目……指定された区分科目の中から所定の単位数を履修しなければならない科目。
- (3) 選択科目……自由に選択できる科目。

3 授業科目には、学生に教育課程の体系が容易に理解できるよう、科目間の連携、科目内容の難易、授業形態を示す番号をつけ、教育課程の構造を分かりやすく明示する、科目ナンバリングを行う。なお、科目ナンバリングに係る採番の手順は、大学が定める基準に従う。

(授業期間及び授業時間)

第3条 授業期間は、前期・後期のセメスター制とする。

- 2 授業科目によっては、夏季及び春季休業日に集中して実施する場合がある。
- 3 授業時間は、90分間の授業時間をもって1時限とし、単位上の計算は2時間の学修を行ったものとする。
- 4 授業時間は、原則として1日5時限とし、次のとおりとする。

1時限目	9:00~10:30
2時限目	10:40~12:10
3時限目	13:00~14:30
4時限目	14:40~16:10
5時限目	16:20~17:50

5 学外における実習時間等については、別に定める。

(試験)

第4条 試験は期間を定めて、対面もしくは遠隔によって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては隨時試験を行うことができる。
- 3 試験は、筆記、口述、レポート提出、実技等の方法により行うものとし、その方法はシラバスに明示するものとする。
- 4 次のいずれかに該当する者は、原則として試験を受けることができない。
 - (1) 履修登録をしていない者。
 - (2) 授業の出席が、定められた授業時間数について、講義及び演習においては3分の2に満たない者、また実習においては5分の4に満たない者。

- 5 前項第2号の規定にかかわらず、学部長、または当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は、試験を実施することができる。

(単位の認定及び学修の評価)

第5条 単位認定に係る学修評価は、試験によって行うものとする。

- 2 単位認定に係る試験の評価は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点以下)とし、C以上を合格とし単位を認定するものとする。fGPA制度による成績評価も導入している。
- 3 再試験において単位を認定する場合の評価・評点はC(60点)とする。

(追試験、再試験、追実習)

第6条 疾病その他、やむを得ない理由により試験を受験できなかった場合は、申し出により追試験を受験することができる。

- 2 試験の不合格者に対して、再試験を実施することができる。ただし必修科目においては、止むを得ない理由があると学部等の教授会が認めた場合を除き、再試験を実施するものとする。
- 3 その他追試験、再試験、追実習に関し、必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第7条 単位を認定されなかった科目は、次年度以降に再履修することができる。

- 2 その他再履修に関し、必要な事項は、別に定める。

(履修登録)

第8条 履修しようとする授業科目については、各セメスター始めの指定された期日までに電磁的方法により履修登録をしなければならない。

- 2 1年間に履修登録できる単位数の上限については、45単位とする。
- 3 学部は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生及び学部が特に必要と認める学生については、前項に定める上限を変更することができるものとする。

(休講)

第9条 休講とは、学校行事、地震・風水害、交通機関の運転中止及び授業担当教員の事由により授業を行わなかった場合を指す。

- 2 休講があった場合は、原則として補講を行う。

(欠席)

第10条 疾病等により、欠席が2週間を超える場合は、所定の欠席届に医師の診断書を添え、立川事務部に提出しなければならない。

- 2 次の各号の事由により欠席した場合は、所定の欠席届及び事由を証明する書類等を提出することにより欠席回数には算入しないものとする。
なお、事由別の欠席回数に算入されない日数は以下に定める。

(1) 親族等の死亡による忌引き。

※ 1親等…7日、2親等…3日、3親等…1日

(2) 災害又は交通機関の運転中止による通学不能の場合。

- (3) 学校保健安全法施行規則に定める感染症に罹患した場合、もしくは同法施行規則により罹患の恐れがあると専任教職員たる学校医が判断した場合。
- (4) その他、本学が必要と認めた場合。

3 前項の届出を学長が受理した場合であっても、当該期間に遠隔授業として開講されている授業を学生が特に希望する場合は、その遠隔授業を聴講することができる。この場合も、学長が受理した届出の効力には影響しないものとする。

(不正行為)

第 11 条 試験等において不正行為を行った者は、当該セメスターの全履修科目を不合格とする措置を行うことができる。

- 2 不正行為もしくは不正行為と疑われる可能性のある行為を行った学生に対し、第 1 項による措置を行わず、教育的指導として厳重注意をすることができる。
この場合、不正行為を行った科目のみ不合格とすることを妨げない。
- 3 不正行為への対応に関して、必要な事項は、別に定める。

(看護師国家試験受験資格の取得要件の周知)

第 12 条 学則第 18 条に基づく国家試験受験資格の取得要件となる科目については、履修案内に明示する。

(進級の要件)

第 13 条 進級要件および仮進級の要件に関し、必要な事項は、別に定める。

(学習成果の可視化)

第 14 条 学部等における学生の学修成果は、別に定める指標に基づき、電磁的及び文書にて示す。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度入学生より適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

立川看護学部 副専攻「災害看護学コース」設置細則

(趣旨)

第1条 立川看護学部履修規程第2条に基づき、地域から信頼される看護師の育成を目指し、「災害対応能力」の育成を行うために、立川看護学部副専攻「災害看護学コース」を置く。

2 前項の取扱は、この細則の定めるところによる。

(修了要件)

第2条 本学部の専門分野のうち、別表に定める科目の修得をもって修了要件とする。

(修了認定)

第3条 卒業判定時に、前条の修了要件を満たした学生に対して教授会にて副専攻の修了を認定し、学部長名で修了証を交付する。

(事務の所管)

第4条 災害看護学コースに係る事務は、立川事務部が行う。

(雑則)

第5条 その他災害看護学コースに係る必要な事項は、(教授会の議を経て、) 学部長が定める。

附 則

この細則は、令和5年4月1日より施行し、令和2年度入学生より適用する。

別表（第2条関係）

科目名	単位数
災害看護学Ⅰ	1 単位
災害看護学Ⅱ	1 単位
災害看護学Ⅲ	2 単位
災害看護学実習	1 単位
災害看護に関する卒業研究	3 単位
修了に必要な総単位数	8 単位

様式1（第3条関係）

第 23-000 号

第 号

副専攻修了証

○○ ○○ 殿

あなたは、立川看護学部看護学科の災害看護学コースにおいて所定の課程を納めたことを証する

西暦○○年○月○日

東京医療保健大学

立川看護学部長 ○○ ○